



再び怪しい東芝問題の浮上 — 子会社の巨額売却益

昨年発覚した東芝の会計不祥事(不正決算)は記憶に新しいが、2016年3月期決算にあたり再び怪しい会計問題が浮上している。東芝のキャノンへの子会社売却益をめぐる問題である。それは債務超過回避の目的で、法(会社法、競争法)と会計(3月決算で売却益計上)とが巧妙に組み合わされた、トリックまがいの手法ともみえる^①。

今回の東芝問題は、昨年とは異なって、会計判断だけで片づく問題というより^②、むしろそれに先立つ法的問題(買収スキーム)が重要なポイントになり、それがまた読者にとってまずもっての関心事になるだろう。

重要なことは、後述するが、その全体的な意図や実体(買収スキームのカラクリ)を十分踏まえて会計処理(巨額売却益の計上)の適正性、妥当性が判断されるべきである、という点である。

① 新聞紙上では益出しのための子会社売却(3月19日付『日本経済新聞』)といった東芝の会計処理の実実のみが(あたかも正当な処理のごとく)報道されている。また、後述するキャノンへの売却については独占禁止法の審査が容易になるという点に触れているだけである(3月10日付同新聞)。

② 昨年の不正会計問題は「利益の質」をめぐる発生主義会計の裁量性、宿命性と密接にかかわる。拙稿「アクルーアルと『利益の質』」(本誌『週刊経営財務』2015年8月31日号, No.3226)参照。

③ 『週刊東洋経済』は会計判断に先立つ買収スキームをより詳細に第1段階から第5段階までのステップにわけて解説している。

駒澤大学教授 石川純治

複雑巧妙な買収スキーム — 何のため

この問題を2つの週刊経済誌、『週刊ダイヤモンド』(4月23日号)と『週刊東洋経済』(5月14日号)が取り上げている。前者はわずか2ページにすぎないが、その全貌をうまくあぶり出している^③。そこでは子会社東芝メディカルシステムズ(TMS)のキャノンへの売却益問題に詳しくは触れていないが、むしろその前提になる複雑で巧妙な買収スキームのカラクリをあばこうとしている。

筆者は会社法(種類株など)や競争法(独禁法)の専門ではないが、後述する会計問題の前提になる買収スキーム、とりわけ競争法回避のため設立された特別目的会社(SPC)、MSホールディング(MSH)の存在が議論の要の位置にある。通常の売却なら、むろん単純に子会社の全株式を譲渡すればよいが、会計問題にとって1つのポイントは、この資本金わずか3万円のペー

パーカンパニーMSHの存在である(キャノン売却直前の3月8日設立)。明らかに、競争法上の審査(クリアランス)をすり抜けるための苦肉の策といえる^④。

こうして、キャノンの東芝子会社TMSの買収をめぐるパーカンパニーMSH(議決権のある株式所有)が介在し、しかも6,655億円を譲渡を受けたキャノン側には議決権がない。というより、クリアランスのため形式的に議決権を外したわけで、議決権はSPCのMSHがもつ形になっている^⑤。

このような「宙ぶらりん」状態の子会社TMSをキャノンに売却したというわけだが、その売却は果たして完了しているといえるのか。

子会社売却は完了しているか — クリアランス問題の先決性

次に、会計上の問題だが、具体的には3月17日のキャノンからの入金6,655億円(東芝子会社TMSの株式譲渡契約)でもって、その子会社売却は本当に完了しているかである。

その1つの重要なポイントは、クリアランス問題の判断である。ここは会計問題に先立つ公正取引委員会などの判断を待たねばならないだろうが、かりにその審査が通らなかつたらどうなるか。『週刊東洋経済』の取材によれば、実際、キャノンのCFOはそうなれば(東芝が買い戻すのではなく)「第三者を探す」と明言している。

キャノン側からすれば、それは買収完了後の話かもしれないが、そうしたいわば停止条件付き(クリアランス問題の結論いかん)での子会社売却が、東芝側にとってそもそも売却の完了といえるかである^⑥。

ちなみに、筆者は東洋経済の記者から取材を受けたが、必ずしも正確に伝わっていない。そこでの真意は、パーカンパニー(MSH)の介在や、クリアランス問題が未決の段階で、キャノンへの子会社売却が完了といえないなら(という前提で)、入金した6,655億円は前受金にすぎないということであった^⑦。

もう1つは、キャノン側に(競争法をクリアするため)形式的には議決権がなくても実質的に経営に影響力をもつ支配力があるなら(『週刊ダイヤモンド』13ページ)、なおのことクリアランス問題の判断待ちになるといえるだろう^⑧。

至上命令と巧妙な手口 — 全体的意図と実体を踏まえて

今回の東芝問題には、いわば法律の専門家と会計の専門家が知恵を出し合った、きわめて巧妙な手口が垣間見える。すべては先に結論、すなわち3月決算での売却益計上という目的(至上命令)があった。キャノン側からすれば、東芝子会社TMSを他の会社に奪われたいのだが、東芝側からは巨額の売却益計上という至上命令が真っ先にあったわけである。

④ その競争法上の審査(30日間の待機期間)をすり抜ける脱法まがいのカラクリは、両誌の解説を参照されたい。

⑤ ちなみに、子会社TMSを1つの「箱」にたとえ、それを2つの箱に分けたという解説は、わかりやすいだろう(『週刊東洋経済』49ページ)。

⑥ 逆に、審査が通ったとしても(そのための買収スキームであり、その公算も少なからず大かもしないが)、それでもって“結果オーライ”(結果よければすべてよし)、といえるかである。

⑦ 『週刊東洋経済』48ページでの発言。ちなみに言うところ、一般に取材はこれまでの経験から、そういうもの(不正確ないしは記者の意図にそった部分引用)がつきものだと心得ているが、アカデミズムに身をおくものとしてはもう少し慎重であってもらえればと思う。記者の取材能力の高さを認めているだけに。

⑧ 加えて言えば、キャノンの投資先(TMS)に対する新株予約権(潜在的議決権)は国際会計基準(IFRS)第10号によれば「支配」に該当する。

筆者はかつての金融危機のとき、巨額の不良債権はずしにSPCを利用した多くの銀行や不動産会社の事例をみてきた⁹⁾。今回もSPC利用という点で共通性がある。会計操作は時代の変化(経済の高度化・複雑化)とともに複雑巧妙化するだろうが、それゆえにこそ、繰り返しになるが、会計処理の適正性、妥当性は、部分的・形式的ではなく、その全体的な意図や実体を十

分踏まえて判断されるべきである¹⁰⁾。

ちなみに、長年にわたり監査を担当してきた新日本監査法人は、今回の監査でもって契約が切れるという。それだけに、昨年の会計不祥事を見抜けなかった点や、さらにはかつてのSPC利用の会計操作の教訓もふまえると、今回の会計判断が注目されよう。

9) 拙著『変わる会計、変わる日本経済』(日本評論社、2011年)の4「サブプライム問題と会計」45ページ参照。

10) この全体的な意図や実体という点で、また法と会計の双方がからむという点で、公正な会計慣行が最高裁で争われた旧長銀事件が格好の事例といえる。前掲拙著『変わる会計、変わる日本経済』の11「旧長銀事件と『公正なる会計慣行』」参照。

◆特別企画◆

『経理部門担当者のための 関税実務セミナー』

～経営上看過できない関税のインパクト！ 知っておきたい関税実務の重要ポイント～

開催日時：6月21日(火) 10:00～17:00

◎通関手続や税関評価など、通関業務に関するセミナーはありますが、経理部門で関税に関わる方を対象としたもので適当なものはないようです。

◎このセミナーでは、輸出入を行う中堅・中小事業者の経理部門などで実務にあたるだけでなく、輸出入事業者をクライアントとする税理士・会計事務所職員の方を対象に、経理・財務担当者として知っておくべき「関税の財務インパクト」を踏まえたうえで、「移転価格調整における留意点」や「税関事後調査への対応」などを中心に解説します。

講師：デロイト トーマツ 税理士法人
間接税サービス部門長
パートナー・税理士 岡田 力氏
受講料：会員 29,000円 / 読者 34,000円
一般 39,000円
(テキスト代、昼食代、消費税を含みます)
会場：東京・御茶ノ水ソラシティ

<セミナーの内容>

- 関税の概要(仕組み、評価額、関税率 他)
- 移転価格税制と関税制度(移転価格調整の留意点、各国の執行状況 他)
- 税関事後調査への対応
- 関税削減のアプローチ
- 国際通商ルール、原産地規則の概要
- 質疑応答

※詳しくはホームページをご覧ください。▶ <http://www.zeiken.co.jp/seminar/>

税研セミナーのご案内

■アイロムグループなど17社が監査等委員会設置会社への移行を公表(5月24日など)

5月24日から同30日までの間に、以下の17社が監査等委員会設置会社への移行を公表した。アイロムグループ、新晃工業、日本動物高度医療センター、ドーン、TONE、FFRI、エムスリー、グリムス、セキュアヴェイル、技研興業、昭和ホールディングス、高島、明治電機工業、帝国電機製作所、デジタルアーツ、ヒロセ通商、トレックス・セミコンダクター。

本誌の調査では、監査等委員会設置会社への移行表明会社は合計667社となった。

■アイロムグループなど2社が有償ストックオプションを発行(5月24日など)

アイロムグループ(東一、PwCあらた)は5月24日、有償ストックオプション(新株予約権)の発行を公表した。役員5名・従業員5名・子会社役員

15名に割り当てる。新株予約権は、平成29年3月期連結損益計算書上の売上高が28年3月期同売上高の105%超過を条件に総数の50%を、29年3月期連結損益計算書上の売上高が28年3月期同売上高の110%超過を条件に残り50%を行使できる。

ストリーム(東マ、KDA)も5月27日に有償ストックオプション発行を公表。新株予約権の行使条件は、29年1月期における通期業績見通しの数値である営業利益513百万円の達成と、株価が一度でも199円(28年5月26日の株価終値から30.07%のプレミアム)を超え、かつ91円(同日の株価終値から40.05%のディスカウント)を下回らないこと等。

このような権利確定条件付き有償新株予約権は、企業会計基準委員会がその会計処理を

明確化させるべく検討中だ(3255号8頁)。

■ソースネクストなど15社が公認会計士等の異動等を公表(5月24日など)

ソースネクスト(東一、あずさ)は5月24日、有限責任あずさ監査法人が本年6月の定時株主総会終結の時をもって任期満了で退任となるため、新たに有限責任監査法人トーマツを会計監査人を選任することを公表した。異動予定日は6月27日。トーマツを公認会計士等の候補者とした理由については、「現会計監査人の継続監査年数を考慮し、新たな視点での幅広い情報提供等が期待でき、また、独立性および専門性、ならびに監査活動の適切性、妥当性および効率性その他職務の執行に関する状況等を総合的に勘案し、会計監査が適正に行われることを確保する体制を備えていると判断したため」としている。

このほか、5月30日までに公認会計士等の異動等を公表した会社が14社あった。

■木村化工機が業績連動型株式報酬制度を導入(5月30日)

木村化工機(東一、ひびき)は5月30日、役員退職慰労金制度の廃止と業績連動型株式報酬制度の導入を公表した。

業績連動型株式報酬制度は、中長期的な業績の向上と企業価値向上への貢献意欲をさらに高めるために導入される。会社が金員を拠出することにより設定する信託が株式を取得し、経営目標とする財務指標に対する達成度等一定の基準に応じて、各取締役が付与するポイントの数に相当する数の株式が信託を通じて各取締役に交付される仕組みだ。取締役が株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となる。

週間「適時開示」
ニュース
(5/24～5/30)